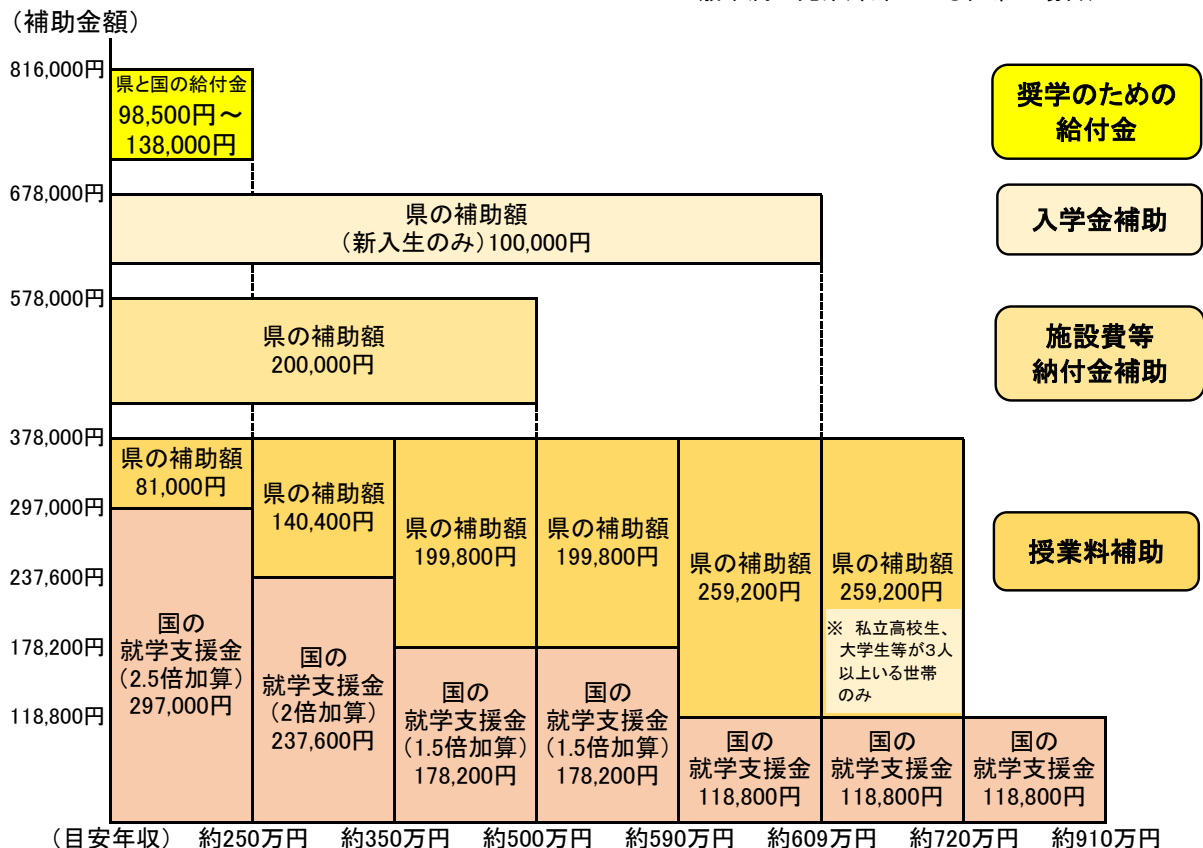


埼玉県の私立高校の授業料等が 世帯年収に応じて実質無償化されます！

- 埼玉県では、県内に在住で県内の私立高校等へ通う生徒がいる世帯における授業料や入学金、施設費等納付金の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金に独自に上乗せして補助を行っています。
- 申請は学校の案内に従い、指定された窓口書類を提出してください。

令和元年度の補助金額(全日制の場合)

- ① 授業料に対する補助
 年収約609万円未満-----378,000円
 年収約720万円未満-----378,000円 (私立高校生や大学生等が3人以上いる多子世帯のみ)
 年収約910万円未満-----118,800円
 生活保護・家計急変世帯は授業料の全額を補助
- ② 施設費等納付金に対する補助
 年収約500万円未満-----200,000円
 生活保護・家計急変世帯は施設費等納付金の全額を補助
 ※学則で定められた納付金が対象となります。学校によって対象となる項目、金額が異なります。
- ③ 入学金に対する補助
 年収約609万円未満世帯及び生活保護・家計急変世帯-----100,000円
- ④ 奨学のための給付金
 生活保護世帯 -----52,600円
 年収約250万円未満 第1子 -----98,500円
 第2子以降 ---138,000円 (保護者に扶養されている15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合)



- ※ 目安年収はモデル世帯(夫婦片働き、子供2人(高校生1人、中学1人))の所得控除前の総収入です。実際の審査は世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額に基づいて行います。
- ※ 実際に負担する授業料等が補助金額より少ない場合、実際に負担する金額が補助金額の上限となります。
- ※ 詳しくは、埼玉県総務部学事課のホームページ「私立学校の父母負担軽減事業について」をご覧ください。